

# おくやみ ガイドブック

## ～亡くなられた後の手続きのご案内～

このたびのご逝去に、心よりおくやみ申し上げます。  
亡くなられた方に関する手続きは、故人の方によって様々であり、このガイドブックをご活用いただくことで、ご遺族の方の一助となれば幸いです。

### 【目次】

- 1 市役所での手続き一覧（チェックリスト）・・・・・・・・・・P1～P3
- 2 市役所での手続き・・・・・・・・・・P4～P19
- 3 市役所以外での手続き一覧（チェックリスト）・・・・・・・・・・P20～P21
- 4 各種支援・貸付制度等（市役所・市役所以外）・・・・・・・・・・P22～P24
- 5 相談窓口・・・・・・・・・・P25
- 6-1 各種証明書の交付について（市民課・税制課）・・・・・・・・・・P26
- 6-2 各種証明書の交付について（コンビニ交付サービス）・・・・・・・・・・P27
- 7 家系図（3親等内の親族）・・・・・・・・・・P28

宇都宮市

# Ⅰ 市役所での手続き一覧（チェックリスト）

※ 亡くなられた方についての主な手続きを掲載しています。該当する手続きの参照ページをご覧ください。手続きに必要なものや問い合わせ先、手続き窓口等が記載されていますので、該当するものにチェックしてご利用ください。

区分	故人について	該当するもの	手続き	参照頁
2-1 住民登録	故人が亡くなって病院等から死亡診断書（死体検案書）を受け取った	<input type="checkbox"/>	死亡届の届出	P4
	世帯主である	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	
	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）の返納	
	住民基本台帳カードを持っている	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードの返納	P5
	マイナンバーカード、通知カード・個人番号通知書を持っている	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書の取扱い	
2-2 健康保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	保険証の返還・再交付申請（世帯主の変更が生じた方が対象）	P6
		<input type="checkbox"/>	納付方法の変更	
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請	
	後期高齢者医療制度に加入している	<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請	
		<input type="checkbox"/>	給付費の申請請求等	
2-3 年金	国民年金（障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金）を受給している	<input type="checkbox"/>	未支給年金の手続き	P7
	国民年金に加入している	<input type="checkbox"/>	死亡一時金の手続き	
		<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金の手続き	
		<input type="checkbox"/>	寡婦年金の手続き	P8
2-4 介護保険	65歳以上又は介護認定を受けている	<input type="checkbox"/>	資格喪失の手続き、保険証の返還	P9
	高額介護サービス費等の支給を受けている	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費等の手続き	
	紙おむつを使用している	<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入費振込口座の変更	
		<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入費支給申請（未申請分）	
2-5 高齢福祉	高齢者福祉サービスを利用している	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）の返却手続き	P10
		<input type="checkbox"/>	保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の返還	
		<input type="checkbox"/>	地域連携ICカード「totra」の払戻し	
2-6 税	原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（トラクター・フォークリフト等）を所有している	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等の廃車・名義変更の手続き	P11
	年金、給与等の収入がある	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税の手続き	
	市内に土地・家屋を所有している	<input type="checkbox"/>	土地・家屋の現所有者の申告	
		<input type="checkbox"/>	未登記家屋の名義変更	
市税を故人の口座から引き落とししている	<input type="checkbox"/>	市税・納付方法の変更		

区分	故人について	該当するもの	手続き	参照頁
2-7 子ども	児童手当の受給者である	<input type="checkbox"/>	児童手当の手続き(手当受給者が亡くなられた場合)	P12
	児童扶養手当の支給対象児童又は受給者である ひとり親家庭医療費資格者証を持っている	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き(支給対象児童が亡くなられた場合)	
		<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き(手当受給者が亡くなられた場合)	
	こども医療費受給資格者証を持っている	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証の手続き	
	妊産婦医療費受給資格者証を持っている	<input type="checkbox"/>	妊産婦医療費受給資格者証の手続き	
	母子父子寡婦福祉資金を借りている	<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉資金の手続き	P13
	保育園・幼稚園に申し込み又は通園している	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園等利用者等の変更手続き(児童又は保護者等が亡くなられた場合)	
	幼稚園等の無償化対象の施設を利用している	<input type="checkbox"/>	幼児教育・保育の無償化	
子どもの家を利用している	<input type="checkbox"/>	子どもの家の手続き		
2-8 障がい	障がいがあり、手帳等を持っている 障がいサービスを利用している	<input type="checkbox"/>	手帳の返還(身体障がい者手帳,療育手帳,精神障がい者保健福祉手帳)	P14
		<input type="checkbox"/>	受給者証の返還(自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証,障がい福祉サービス受給者証)	
		<input type="checkbox"/>	手当に関する手続き(受給者が亡くなられた場合)	
		<input type="checkbox"/>	緊急通報装置・福祉電話の返却手続き	
		<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費受給資格者証の返還	
		<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養年金の停止又は給付の申請	P15
		<input type="checkbox"/>	障がい者タクシー料金助成券の返還	
		<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)受給者証の返還	
		<input type="checkbox"/>	肝炎治療受給者証の返還	
		<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳の手続き	
		<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当に関する手続き(支給対象児童が亡くなられた場合)	P16
		<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当に関する手続き(手当受給者が亡くなられた場合)	
<input type="checkbox"/>	障がい児福祉手当に関する手続き(支給対象児童が亡くなられた場合)			

区分	故人について	該当するもの	手続き	参照頁
2-8 障 が い	障がいがあり、手帳等を持っている 障がいサービスを利用している	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証の手続き	P16
		<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（育成医療）の手続き	
		<input type="checkbox"/>	障がい児通所受給者証の手続きについて	
2-9 そ の 他	農地を所有している	<input type="checkbox"/>	農地法の規定による届出	P17
	森林法に基づく地域森林計画の対象 となっている民有林を所有している	<input type="checkbox"/>	森林法の規定による届出	
	犬を飼っている	<input type="checkbox"/>	飼い犬の手続き	
	パスポートを所有している（有効期 限内のもの）	<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	
	市営の墓園を使用している	<input type="checkbox"/>	市営の墓園の使用者の名義変更	
	広報サービスを利用している	<input type="checkbox"/>	広報サービスの変更又は停止（広報うつの みやの郵送サービス、声の広報、点字広報）	P18
	市営駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	市営駐輪場の定期使用の中止、一時使用の 精算	
	くみ取り式トイレを利用している （名義人）	<input type="checkbox"/>	くみ取り式トイレの手続き	
	上下水道を使用している（名義人）	<input type="checkbox"/>	水道・下水道の休止又は名義変更の手続き	
	下水道受益者である（名義人）	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金（分担金）の名義 人の変更に関する手続き	P19
浄化槽管理者である	<input type="checkbox"/>	浄化槽管理者の変更・廃止・使用休止の手 続き		
公共下水道接続工事資金融資あっせ ん制度を利用している	<input type="checkbox"/>	公共下水道接続工事資金融資あっせん制 度の利用者等の変更		
市営住宅に入居している	<input type="checkbox"/>	市営住宅の手続き		

## 2 市役所での手続き

### 2-1 住民登録

#### 死亡届の届出

故人が亡くなられた後、ご遺族の方が最初に行っていただく手続きになります。  
病院や医師から死亡診断書（死体検案書）を受け取ったら、死亡届を記入してください。死亡届を記入していただく方（届出人）は、故人の親族の方や同居者、家主の方等になりますが誰が届出たかが戸籍に記載されます。また使者として死亡届を窓口を持参するのは届出人でなくても構いません。  
届出後、火葬許可証を発行します。火葬の予約をしてから、窓口にお越しください。

<b>◆手続きに必要なもの</b> □届出人の印鑑（火葬許可証の申請に使用） □死亡届及び死亡診断書（死体検案書） ※ A3の用紙の右側が死亡診断書（死体検案書）で左側が死亡届になっているのが一般的です。 □後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が届出人になる場合は、資格が分かる登記事項証明書等の原本（その届出人が法人である場合は、併せて代表者事項証明書等の原本も必要）	<b>◆問い合わせ先</b> （届出、戸籍記載） 市民課戸籍グループ ☎028-632-2268 （届書記載事項証明書） 市民課証明グループ ☎028-632-2267
<b>◆期限</b> 亡くなったことを知った日から7日以内	<b>◆手続き窓口</b> 市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所

**◆その他**  
火葬許可証は、火葬の際と納骨の際に使用しますので、紛失しないようにご注意ください。故人の死亡の記載がされた除籍謄本等は本籍地の市区町村に申請いただくこととなりますが、届出から発行までにはお時間をいただきます。目安としては、本市に届出をした場合、本市に本籍がある方は約2週間、本籍が他市区町村の方はさらに1週間以上かかりますのでご了承ください。なお、本市に本籍がある方の届出後の戸籍記載が済んでいるかのお問い合わせは、必ず届出人の方からしていただくようお願いいたします。  
※ 死亡届及び死亡診断書（死体検案書）は提出いただき受理となりますと、届出人を変更したい場合やコピーが必要だったなどの理由があっても、お返ししたりコピーすることはできません。他の手続きで届書の控え（コピー）が必要な方は、窓口へ提出する前にコピーをお願いします。なお、市が証明した届書の写し（届書記載事項証明書）が必要な方は、取得可能かどうか事前にお問い合わせの上、ご請求ください。

#### 世帯主の変更

以下のすべてに該当する場合は世帯主変更の手続きをしてください。

- ①故人が世帯主であった
- ②同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いる

<b>◆手続きに必要なもの</b> □届出人の本人確認書類 ※ 届出人が故人と別世帯の場合は故人と同一世帯であった方の委任状が必要となります。	<b>◆問い合わせ先</b> 市民課住民グループ ☎028-632-2271
<b>◆期限</b> すみやかに	<b>◆手続き窓口</b> 市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所

#### 印鑑登録証（カード）の返納

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録は抹消となります。  
同時に、印鑑登録証（カード）は無効なものとなります。  
※ 遺族の方による処分も可能ですが、返納をご希望の場合は、窓口までお持ちください。

<b>◆手続きに必要なもの</b> □故人の印鑑登録証（カード）	<b>◆問い合わせ先</b> 市民課住民グループ ☎028-632-2271
<b>◆期限</b> 返納の期限なし	<b>◆手続き窓口</b> 市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所

### 住民基本台帳カードの返納

故人が住民基本台帳カードを保有していた場合、カードは無効なものとなります。

※ 遺族の方による処分も可能ですが、返納をご希望の場合は、窓口までお持ちください。

#### ◆手続きに必要なもの

□故人の住民基本台帳カード

#### ◆問い合わせ先

市民課住民グループ

☎028-632-2271

#### ◆期限

返納の期限なし

#### ◆手続き窓口

市民課（市役所1階）

各地区市民センター・出張所

### マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書の取扱い

故人のマイナンバーカード又は通知カード・個人番号通知書は、無効となりますので、市役所に返納する必要はありません。

なお、無効となったマイナンバーカード等は、遺族の方による処分が可能ですが、故人に関する手続きでマイナンバー（個人番号）の記載が必要となる場合がありますので、マイナンバーカード等の処分は、関連する手続きが落ち着いてから行ってください。

#### ◆問い合わせ先

市民課個人番号グループ

☎028-632-5266



## 2-2 健康保険

### 【国民健康保険】保険証の返還・再交付申請（世帯主の変更が生じた方が対象）

故人が国民健康保険の被保険者でかつ世帯主であった場合、遺族の方の国民健康保険証も書換えとなりますので返還・再交付の申請をしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 故人及び同じ世帯の遺族の方の被保険者証</li> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）</li> <li>※ 代理人の方が申請する場合は、委任状と代理人の方の本人確認書類</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課国保税グループ ☎028-632-2320</p>
<p>◆<b>期限</b> 亡くなった日から14日以内</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>

### 【国民健康保険税】納付方法の変更

国民健康保険税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。すみやかに手続きをしてください。

引き続き口座振替を希望される場合は、新たな納税義務者（世帯主）又は被保険者等からの口座振替依頼をしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 故人の被保険者証又は納税通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 新たな口座振替名義人の通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 新たな口座振替名義人の銀行等の届出印</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課収納グループ ☎028-632-2324</p>
<p>◆<b>期限</b> すみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階） 市内金融機関 各地区市民センター・出張所</p>

### 【国民健康保険】葬祭費の支給申請

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請の手続きをしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 喪主の通帳（口座番号が確認できるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 故人の被保険者証等</li> <li><input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など）</li> <li><input type="checkbox"/> 葬祭を行った人以外に葬祭費の支給を希望する場合は委任状が必要になります。</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課国保給付グループ ☎028-632-2316</p>
<p>◆<b>期限</b> 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>

### 【後期高齢者医療制度】葬祭費の支給申請

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請の手続きをしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 喪主の通帳（口座番号が確認できるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 故人の被保険者証等</li> <li><input type="checkbox"/> 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など）</li> <li>※ 申請者が喪主でない場合は委任状が必要になります。</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課後期高齢者医療グループ ☎028-632-2308</p>
<p>◆<b>期限</b> 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>

### 【後期高齢者医療制度】給付費の申請請求等

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、給付費の申請、請求、受領及び保険料還付金の請求、受領、並びに各種通知の受領を相続人の代表者が行うこととなりますので、申立・誓約書を提出してください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳（口座番号が確認できるもの）</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課後期高齢者医療グループ ☎028-632-2308</p>
<p>◆<b>期限</b> 可能な限りすみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>

<p>◆<b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料額の変更があった場合、翌月以降に通知します。</li> <li>・保険料の支払いがある場合、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。</li> <li>・保険料の払戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付いたします。</li> <li>※ 相続放棄をされる方は、手続き不要です。</li> </ul>
---

## 2-3 年金

### 【国民年金】未支給年金の手続き

年金受給者である故人と生計を同じくしていたご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

<p><b>【ご遺族について】</b> 故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族</p> <p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本（抄本）  <input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し  <input type="checkbox"/> 請求者の通帳  <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し  <input type="checkbox"/> 故人の年金証書                  ※ 請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。                  ※ 上記以外の書類が必要となる場合があります。</p> <p>◆<b>期限</b> 亡くなった日から5年以内</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課国民年金グループ ☎028-632-2327</p> <p>◆<b>手続き窓口</b> ・老齢基礎年金・通算老齢年金・老齢年金 ⇒請求者の住所地を管轄する年金事務所 (連絡先はP20参照)</p> <p>・障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金 ⇒保険年金課（市役所1階）</p>
--	---

### 【国民年金】死亡一時金の手続き

故人と生計を同じくしていたご遺族が次に該当する場合、死亡一時金が支給される可能性があります。

<p><b>【故人について】</b> 3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合</p> <p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本（抄本）    <input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し    <input type="checkbox"/> 請求者の通帳  <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し                  ※ 請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。</p> <p>◆<b>期限</b> 亡くなった日から2年以内</p> <p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階）</p> <p>◆<b>その他</b> ・遺族基礎年金を受けるときは支給されません。 ・寡婦年金の受給権がある場合、どちらか一方の選択です。</p>	<p><b>【ご遺族について】</b> 故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p> <p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課国民年金グループ ☎028-632-2327</p>
---	--

### 【国民年金】遺族基礎年金の手続き

故人により生計を維持されていたご遺族が次に該当する場合、遺族基礎年金が支給される可能性があります。

<p><b>【故人について】 下記のいずれか</b>                  ・国民年金の被保険者(*1)                  ・国内に住所を有し 60歳以上 65歳未満の国民年金の被保険者であった者(*1)                  ・老齢基礎年金の受給権者(*2)                  ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者(*2)                  (*1)死亡日の前日において、免除期間を含む保険料納付済期間が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要（要件を満たさない場合の特例制度あり）                  (*2)25年以上の受給資格期間の者に限る</p> <p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本（抄本）                      <input type="checkbox"/> 死亡診断書（コピー）                      <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書  <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票の写し    <input type="checkbox"/> 請求者の通帳（配偶者・子）    <input type="checkbox"/> 故人の住民票除票の写し                  ※ 請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。</p> <p>◆<b>期限</b> 亡くなった日から5年以内</p> <p>◆<b>手続き窓口</b> 保険年金課（市役所1階）</p>	<p><b>【ご遺族について】</b> 故人の「子のある配偶者」又は「子」                  ※ 子とは、18歳到達の年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害の状態にある子。婚姻していない場合に限ります。この他の受給条件についてはお問い合わせください。</p> <p>◆<b>問い合わせ先</b> 保険年金課国民年金グループ ☎028-632-2327</p>
--	---



**【国民年金】寡婦年金の手続き**

故人により生計を維持されていたご遺族が次に該当する場合、寡婦年金が支給される可能性があります。

**【故人について】**

国民年金第一号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

**【ご遺族について】**

故人と10年以上継続して婚姻関係にある妻（事実婚を含む）。ただし、妻が老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は支給されない。

**◆手続きに必要なもの**

- 請求者の戸籍謄本（抄本）                       死亡診断書（コピー）                       請求者の所得証明書  
 請求者の世帯全員の住民票の写し     請求者の通帳（配偶者・子）     故人の住民票除票の写し  
※ 請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。

**◆期限**

亡くなった日から5年以内

**◆問い合わせ先**

保険年金課国民年金グループ  
☎028-632-2327

**◆手続き窓口**

保険年金課（市役所1階）

**◆その他**

支給は60歳から65歳到達まで

## 2-4 介護保険

### 【介護保険】資格喪失の手続き、保険証の返還

故人が65歳以上又は介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

<p><b>◆手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失の手続き             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>介護保険資格喪失届</li> </ul> </li> <li>●各種証の返還             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被保険者証</li> <li><input type="checkbox"/>交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証</li> </ul> </li> </ul> <p>※ なお、要介護（要支援）認定申請中の場合は、事前にお問い合わせください。</p>	<p><b>◆期限</b> すみやかに</p> <p><b>◆問い合わせ先</b> 高齢福祉課介護保険料グループ ☎028-632-2909</p> <p><b>◆手続き窓口</b> 高齢福祉課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所</p>
<p><b>◆その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料額変更通知書を翌月以降に通知します。また、保険料の支払いがある場合は、納付書が同封されており、期限までに納付してください。</li> <li>・保険料に還付がある場合は、還付通知書を送付いたしますので、必要書類を提出してください。</li> </ul>	

### 【介護保険】高額介護サービス費等の手続き

故人が受給する高額介護サービス費等が振込口座の解約等によって振り込みできなかった場合、相続人への再振込に関する案内を送付します。

<p><b>◆送付する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>相続人代表者選任届</li> <li><input type="checkbox"/>返信用封筒（要切手貼付）</li> </ul> <p>※ 相続人（再振込先の口座名義人）が故人と別世帯の場合、続柄を証明する書類（戸籍謄本等のコピー）を添付していただきます。</p>	<p><b>◆期限</b> 案内が届き次第すみやかに</p> <p><b>◆問い合わせ先</b> 高齢福祉課介護サービスグループ ☎028-632-2906</p> <p><b>◆手続き窓口（郵送可）</b> 高齢福祉課（市役所2階）</p>
---	---

### 紙おむつ購入費振込口座の変更

故人が受給する紙おむつ購入費支給が振込口座の解約等によって振り込みできなかった場合、相続人への再振込に関する案内を送付します。

<p><b>◆送付する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>相続人代表者選任届</li> <li><input type="checkbox"/>返信用封筒（要切手貼付）</li> </ul> <p>※ 相続人（再振込先の口座名義人）が故人と別世帯の場合、続柄を証明する書類（戸籍謄本等のコピー）を添付していただきます。</p>	<p><b>◆期限</b> 案内が届き次第すみやかに</p> <p><b>◆問い合わせ先</b> 高齢福祉課介護サービスグループ ☎028-632-2906</p> <p><b>◆手続き窓口（郵送可）</b> 高齢福祉課（市役所2階）</p>
---	---

### 紙おむつ購入費支給申請（未申請分）

故人が要介護1～5の認定を受け、在宅の期間中に購入した大人用紙おむつについて、紙おむつ購入費支給申請を行うことができます。

※ 介護保険施設や短期入所、病院に入所・入院の期間、「要支援1・2」と認定を受けた期間に購入されたものは対象となりません。

<p><b>◆手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>介護保険紙おむつ購入費支給認定申請書</li> <li><input type="checkbox"/>領収書（領収日が生前のものに限る）</li> <li><input type="checkbox"/>振込口座の情報が確認できるもの</li> </ul>	<p><b>◆問い合わせ先</b> 高齢福祉課介護サービスグループ ☎028-632-2906</p> <p><b>◆手続き窓口（高齢福祉課あて郵送可）</b> 高齢福祉課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所</p>
<p><b>◆期限</b> 紙おむつ購入日の翌日から2年以内</p>	
<p><b>◆その他</b> 領収書は、被保険者氏名（フルネーム）、購入年月日、購入金額、購入品目（「大人用紙おむつ」）、販売者名の記載が必要です。</p>	

## 2-5 高齢福祉

### 高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）の返却手続き

故人が高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）を貸与されている場合、機器等の返却手続きをしてください。

※ ひとり暮らし高齢者等で慢性疾患などがある方に対し、通報ボタンを押すことで、受信センターに通報され、必要に応じ消防局等へ緊急連絡できる機器を貸与しています。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 緊急通報システム機器一式                  ※ 持参することが困難な場合は、委託業者による回収も可能です。</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  高齢福祉課福祉サービスグループ                  ☎028-632-2359</p>
<p>◆<b>期限</b>                  すみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  高齢福祉課（市役所2階）</p>
<p>◆<b>その他</b>                  機器を紛失した場合、実費弁償となります。</p>	

### 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の返還

保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の利用者が亡くなられた場合、返還してください。

※ この券は利用者以外使用することができないため、破棄していただいても構いません。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  高齢福祉課福祉サービスグループ                  ☎028-632-2360</p>
<p>◆<b>期限</b>                  すみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  高齢福祉課（市役所2階）</p>

### 地域連携ICカード「totra」の払戻し

故人が地域連携ICカード「totra」の利用者であった場合、払戻しの手続きをすることが可能です。

※ 記名式「totra」の場合、利用者以外は使用できません。

※ 払戻しをご希望の場合は、手続き窓口までお持ちください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 地域連携ICカード「totra」                  （関東自動車・JRバス関東の窓口にご確認ください。）</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  （高齢者外出支援事業に関すること）                  高齢福祉課福祉サービスグループ                  （市役所2階）                  ☎028-632-2360</p>
<p>◆<b>期限</b>                  最後の利用日から10年以内                  （最後の利用日から10年間利用がない場合、カードは失効となります。）</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  関東自動車の totra 取扱窓口                  ☎028-634-8133                  JRバス関東の totra 取扱窓口                  ☎028-687-0671</p>
<p>◆<b>その他</b>                  「totra」や払戻しについては、関東自動車・JRバス関東にお問い合わせください。</p>	

## 2-6 税

### 原動機付自転車等の廃車・名義変更の手続き

故人名義の原動機付自転車（125 cc以下）、小型特殊自動車（トラクター・フォークリフト等）がある場合、廃車又は名義変更の手続きをしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ナンバープレート</li> <li><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 標識交付証明書（お持ちの方）</li> <li><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 税制課諸税証明グループ ☎028-632-2205</p> <p>◆<b>手続き窓口</b> 税制課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所</p>
<p>◆<b>期限</b> すみやかに</p>	

◆**その他**  
車両により、手続き場所が異なりますので、ご注意ください。  
・自動車及びバイク（125 cc超）：運輸支局  
・軽自動車：軽自動車検査協会

### 市民税・県民税の手続き

故人が市民税・県民税を納付していて（課税されていて）、相続人が2名以上いる場合には、相続人代表者の指定の手続きをしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）</li> <li><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類（運転免許証等）</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 市民税課 ☎028-632-2233, 2221, 2214, 2217</p>
<p>◆<b>期限</b> すみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 市民税課（市役所2階）</p>

### 土地・家屋の現所有者の申告

故人が市内に土地・家屋を所有していた場合、相続人の中から、固定資産税・都市計画税の納税通知書等を受け取る「現所有者」を申告してください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）</li> <li><input type="checkbox"/> 代表となる現所有者のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書）</li> <li><input type="checkbox"/> 代表となる現所有者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 資産税課管理グループ ☎028-632-2280</p> <p>◆<b>手続き窓口</b> 資産税課（市役所2階）</p>
<p>◆<b>期限</b> 亡くなられてから概ね3ヶ月以内 ※ 故人が宇都宮市に住民登録されている場合、市から届出のご案内を、死亡届を提出された相続人宛てにお送りします。</p>	

### 未登記家屋の名義変更

故人が市内に不動産登記されていない建物（未登記家屋）を所有していた場合、所有者名義の変更をしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの（主な提出物）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続の内容が確認できる書類 遺産分割協議書、遺言書等</li> <li><input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類 相続関係図、戸籍謄本、法定相続情報一覧図のコピー等</li> <li><input type="checkbox"/> その他 相続人全員の印鑑登録証明書、物件を相続する方の住民票の写し等</li> </ul>	<p>◆<b>期限</b> 原則、亡くなった年の年末まで</p> <p>◆<b>問い合わせ窓口</b> 資産税課家屋第1, 第2グループ ☎028-632-2250~2257</p> <p>◆<b>手続き窓口</b> 資産税課（市役所2階）</p>
<p>◆<b>その他</b> 相続の内容や相続人の状況等により、上記以外の書類が必要となる場合があります。</p>	

### 市税・納付方法の変更

市税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書を送付いたしますので、お申し出ください。引き続き口座振替を希望される場合は、新しくご利用になる口座について、口座振替の申し込み手続きを行ってください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 変更後の通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 変更後の銀行等の届出印</li> </ul>	<p>◆<b>問い合わせ先</b> 納税課納税管理グループ ☎028-632-2189</p>
<p>◆<b>期限</b> すみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b> 納税課（市役所2階）、市内金融機関 各地区市民センター・出張所</p>

## 2-7 子ども

### 児童手当の手続き（手当受給者が亡くなられた場合）

手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。  
認定請求書は、受給者の配偶者、祖父母など支給対象児童を養育する方が提出してください。

<p><b>◆手続き（□は手続きに必要なもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受給事由消滅届の届出</li> <li>●未支払児童手当の請求             <ul style="list-style-type: none"> <li>□未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの（通帳等）</li> </ul> </li> <li>●認定請求書の提出（新たに受給者となる方）             <ul style="list-style-type: none"> <li>□請求者のマイナンバーが確認できる書類 （例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）</li> <li>□請求者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳等）</li> <li>□その他必要書類 （必要な方は、個別に案内します。）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>◆期限</b> 亡くなった日の翌日から15日以内</p> <p><b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課子ども給付グループ ☎028-632-2387</p> <p><b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）、 各地区市民センター・出張所</p>
--	--

<p><b>◆その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。</li> <li>・新たに受給者となる方が、市外在住の場合は、住所地の市区町村にお問い合わせください。</li> <li>・なお、公務員の場合は、原則として勤務先への申請となりますので、ご注意ください。</li> </ul>
---

### 児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き（支給対象児童が亡くなられた場合）

支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失又は額改定の手続きをしてください。

<p><b>◆手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□児童扶養手当証書</li> <li>□ひとり親家庭医療費受給資格者証</li> </ul>	<p><b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課自立支援グループ ☎028-632-2386</p>
<p><b>◆期限</b> すみやかに</p>	<p><b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）</p>

### 児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き（手当受給者が亡くなられた場合）

手当を受給していた方が亡くなられた場合、受給者死亡届・未支払手当請求書の提出の手続きをしてください。

<p><b>◆手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの（通帳等）</li> </ul>	<p><b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課自立支援グループ ☎028-632-2386</p>
<p><b>◆期限</b> 亡くなった日の翌日から14日以内</p>	<p><b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）</p>

<p><b>◆その他</b></p> <p>個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。</p>
---

### こども医療費受給資格者証の手続き

医療費の助成対象となっていた児童又は受給者の方が亡くなられた場合、受給者証の返還をしてください。  
また、こども医療費受給資格者証の保護者の方が亡くなられた場合、内容変更届をご提出ください。

<p><b>◆手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□こども医療費受給資格者証</li> </ul>	<p><b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課子ども給付グループ ☎028-632-2387</p>
<p><b>◆期限</b> すみやかに</p>	<p><b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所</p>

### 妊産婦医療費受給資格者証の手続き

医療費の助成対象となっていた妊産婦の方又は受給者の方が亡くなられた場合、受給者証の返還をしてください。

<p><b>◆手続きに必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□妊産婦医療費受給資格者証</li> </ul>	<p><b>◆問い合わせ先</b> 子ども支援課管理グループ ☎028-632-2296</p>
<p><b>◆期限</b> すみやかに</p>	<p><b>◆手続き窓口</b> 子ども支援課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所</p>



母子父子寡婦福祉資金の手続き	
故人が母子父子寡婦福祉資金の借入関係者（借受人、連帯借受人、連帯保証人）であった場合は、届出が必要です。	
◆ <b>手続きに必要なもの</b> 手続きの内容により、手続きに必要なものが変わりますので、必ず事前にお問い合わせください。	◆ <b>問い合わせ先</b> 子ども政策課自立支援グループ ☎028-632-2389
◆ <b>期限</b> すみやかに	◆ <b>手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）
保育園・幼稚園等利用者等の変更手続き（児童又は保護者等が亡くなった場合）	
保育園・幼稚園等の利用者等（利用申し込み中や転園申し込み中の方を含む）の児童又は保護者、同居（世帯分離の場合でも）している方が亡くなった場合は、手続きが必要です。	
◆ <b>手続きに必要なもの</b> <在園している場合> ●児童が亡くなった場合 □退所届 ●保護者又は同居している方（世帯分離している場合であっても）が亡くなった場合 □変更届 <申し込み中の場合> □保育課へお電話ください。	◆ <b>問い合わせ先</b> 保育課入所・給付グループ ☎028-632-2393
◆ <b>期限</b> すみやかに	◆ <b>手続き窓口</b> <在園している場合> ●在園中の施設 <申し込み中の場合> ●保育課（市役所2階）
幼児教育・保育の無償化	
幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等、幼児教育・保育の無償化対象の施設を利用していた児童又は保護者が亡くなった場合、手続きが必要となることがあります。	
◆ <b>手続きに必要なもの</b> <在園している児童が亡くなった場合> □退所届 <保護者が亡くなった場合> □変更届	◆ <b>期限</b> すみやかに
◆ <b>問い合わせ先</b> 保育課入所・給付グループ ☎028-632-2394	
◆ <b>手続き窓口</b> 各利用施設、保育課（市役所2階） ※ 手続き窓口は利用施設により異なりますので、お電話にてご確認ください。	
子どもの家の手続き	
子どもの家を利用している小学生が亡くなった場合は、子どもの家の利用を中止していただくための手続きをお願いします。 また、子どもの家利用中の同一世帯の方が亡くなった場合は、その世帯の方に子どもの家利用許可申請書記載事項変更届を提出していただく必要があります。	
◆ <b>手続きに必要なもの</b> □子どもの家利用中止届 □子どもの家利用許可申請書記載事項変更届	◆ <b>問い合わせ先</b> 生涯学習課放課後児童グループ （市役所13階） ☎028-632-2676
◆ <b>期限</b> すみやかに	◆ <b>手続き窓口</b> 各子どもの家
◆ <b>その他</b> ※ 子どもの家の利用申し込み後に児童が亡くなった場合は、利用許可決定前には、利用許可申請取り下げ届、利用許可決定後には、利用辞退届の提出が必要となります。	

## 2-8 障がい

### 手帳の返還（身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳）

故人が身体障がい者手帳等をお持ちの場合，各手帳の返還の手続きをしてください。

<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>各手帳（身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳）</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>（身体障がい者手帳，精神障がい者保健福祉手帳について）</p> <p>障がい福祉課福祉サービスグループ ☎028-632-2361, 2362, 2363</p> <p>（療育手帳について）</p> <p>障がい福祉課相談支援グループ ☎028-632-2354</p>
<p>◆期限</p> <p>すみやかに</p>	
<p>◆手続き窓口</p> <p>障がい福祉課（市役所1階）</p>	

### 受給者証の返還（自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証，障がい福祉サービス受給者証）

故人が自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証等をお持ちの場合，各受給者証の返還の手続きをしてください。

<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>各受給者証（自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証，障がい福祉サービス受給者証）</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>（更生医療・精神通院について）</p> <p>障がい福祉課福祉サービスグループ ☎028-632-2361, 2362, 2363</p> <p>（障がい福祉サービスについて）</p> <p>障がい福祉課相談支援グループ ☎028-632-2366</p>
<p>◆期限</p> <p>すみやかに</p>	
<p>◆手続き窓口</p> <p>障がい福祉課（市役所1階）</p>	

◆その他

※ 故人が自立支援医療受給者証（育成医療）をお持ちの場合は，子ども家庭課でのお手続きとなります。（P16参照）

### 手当に関する手続き（受給者が亡くなった場合）

故人が手当等を受給していた場合は，手続きが必要になります。

- 特別障害者手当の喪失・口座変更                      ○経過的福祉手当の喪失・口座変更  
○心身障がい者福祉手当の喪失・口座変更                  ○難病患者福祉手当の喪失・口座変更

<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>届出者の印鑑 <input type="checkbox"/>親族の方の口座が確認できるもの</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課福祉サービスグループ ☎028-632-2361, 2362, 2363</p>
<p>◆期限</p> <p>すみやかに</p>	<p>◆手続き窓口</p> <p>障がい福祉課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>

### 緊急通報装置・福祉電話の返却手続き

故人が緊急通報装置・福祉電話を貸与されている場合，機器等の返却手続きをしてください。

<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>ご家族の印鑑 ※ 届出後，緊急通報装置は事業者が撤去作業を実施します。</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課福祉サービスグループ ☎028-632-2361, 2362, 2363</p>
<p>◆期限</p> <p>すみやかに</p>	<p>◆手続き窓口</p> <p>障がい福祉課（市役所1階）</p>
<p>◆その他</p> <p>※ 緊急通報装置については，故人が65歳以上の場合は高齢福祉課でのお手続きとなります。（P10参照）</p>	

### 重度心身障がい者医療費受給資格者証の返還

故人が重度心身障がい者医療費受給資格者証をお持ちの場合，返還の手続きをしてください。

<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>重度心身障がい者医療費受給資格者証</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課福祉サービスグループ ☎028-632-2361, 2362, 2363</p>
<p>◆期限</p> <p>すみやかに</p>	<p>◆手続き窓口</p> <p>障がい福祉課（市役所1階）</p>



<b>特別児童扶養手当に関する手続き（支給対象児童が亡くなられた場合）</b>	
支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失届又は額改定届を提出してください。	
<b>◆手続き等（□は手続きに必要なもの）</b> ●（支給対象児童が1人の場合）特別児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ●（支給対象児童が複数の場合）特別児童扶養手当額改定届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課子ども給付グループ ☎028-632-2387
<b>◆期限</b> 事由発生日から14日以内	<b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）
<b>◆その他</b> 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。	
<b>特別児童扶養手当に関する手続き（手当受給者が亡くなられた場合）</b>	
手当を受給している方が亡くなられた場合、受給者死亡届、未支払特別児童扶養手当請求書、振込先口座申出書を提出してください。	
<b>◆手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	<b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課子ども給付グループ ☎028-632-2387
<b>◆期限</b> 事由発生日から14日以内	<b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）
<b>◆その他</b> 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。	
<b>障がい児福祉手当に関する手続き（支給対象児童が亡くなられた場合）</b>	
手当を受給していた児童が亡くなられた場合、障がい児福祉手当死亡届、未支払請求書を提出してください。	
<b>◆手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 未支払い分を受給する保護者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳等）	<b>◆問い合わせ先</b> 子ども政策課子ども給付グループ ☎028-632-2387
<b>◆期限</b> 事由発生日から14日以内	<b>◆手続き窓口</b> 子ども政策課（市役所2階）
<b>◆その他</b> 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。	
<b>小児慢性特定疾病医療受給者証の手続き</b>	
受診者が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届を提出してください。	
<b>◆手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	<b>◆問い合わせ先</b> 子ども支援課管理グループ ☎028-632-2296
<b>◆期限</b> なし	<b>◆手続き窓口</b> 子ども支援課（市役所2階）
<b>自立支援医療受給者証（育成医療）の手続き</b>	
受診者が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は自立支援医療受給者証等記載事項変更届を提出してください。	
<b>◆手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（育成医療）	<b>◆問い合わせ先</b> 子ども支援課管理グループ ☎028-632-2296
<b>◆期限</b> なし	<b>◆手続き窓口</b> 子ども支援課（市役所2階）
<b>障がい児通所受給者証の手続きについて</b>	
故人が障がい児通所受給者証の児童であった場合は受給者証の返還を、通所給付決定保護者であった場合は通所給付決定保護者を変更する必要があります。 また、世帯収入が変わると利用者負担上限額に変更が生じる可能性がありますので、併せて変更の手続きが必要になります。	
<b>◆手続きなど（□は手続きに必要なもの）</b> ●受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 通所受給者証 ●通所給付決定保護者の変更 <input type="checkbox"/> 新しい通所給付決定保護者のマイナンバーが確認できるもの（例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）	<b>◆期限</b> すみやかに <b>◆問い合わせ先</b> 子ども発達センター交流管理グループ ☎028-647-4721 <b>◆手続き窓口</b> 子ども発達センター ：宇都宮市鶴田町970番地1



## 2-9 その他

### 農地法の規定による届出

故人が農地を所有していた場合、農地法の規定により届出（農地法第3条の3第1項の規定による届出）が必要になります。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 相続登記後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）又は遺産分割協議書</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  農業委員会事務局                  ☎028-632-2814</p>
<p>◆<b>期限</b>                  相続登記後又は遺産分割協議が確定した後すみやかに</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  農業委員会事務局（市役所7階）</p>

### 森林法の規定による届出

故人が森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた場合、森林法の規定により所有者となった旨の届出（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出）が必要になります。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 位置図  <input type="checkbox"/> 相続登記後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）又は遺産分割協議書等届出の原因を証明する書面</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  農林生産流通課                  森林整備・鳥獣対策グループ                  ☎028-632-2477</p>
<p>◆<b>期限</b>                  所有者となった日から90日以内</p>	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  農林生産流通課（市役所7階）</p>

### 飼い犬の手続き

故人が飼い犬の所有者であった場合、所有者の変更手続きをしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 犬の登録番号（犬鑑札の番号）の控え                  （番号不明の場合は、右記問い合わせ先までお問い合わせください。）</p>	<p>◆<b>期限</b>                  変更があった日から30日以内</p>
<p>◆<b>手続き窓口</b>                  生活衛生課（保健所）：宇都宮市竹林町972番地                  各地区市民センター・出張所                  保健と福祉の相談窓口（市役所1階）</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  生活衛生課環境衛生グループ                  ☎028-626-1108</p>

### パスポートの返納

故人がパスポートを保有していた場合、パスポートを返納してください。（有効期限が残っている場合）



<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 故人のパスポート  <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類  <input type="checkbox"/> 故人及び届出人の戸籍謄本                  ※ 故人と届出人が別戸籍の場合、続柄が確認できる改製原戸籍謄本等も必要となることがあります。</p>	<p>◆<b>期限</b>                  すみやかに</p>
<p>◆<b>その他</b>                  住所が宇都宮市の方のパスポートに限ります。</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  宇都宮市パスポートセンター                  ☎028-616-1544</p>
	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  宇都宮市パスポートセンター                  ：宇都宮市馬場通り4丁目1番1号                  うつのみや表参道スクエア5階</p>

### 市営の墓園の使用者の名義変更

故人が市営の墓園を使用していた場合、名義の変更の手続きをしてください。

<p>◆<b>手続きに必要なもの</b>  <input type="checkbox"/> 墓園使用許可証  <input type="checkbox"/> 故人（前使用者）の除籍謄本  <input type="checkbox"/> 承継者の戸籍謄本  <input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し（市外の方は本籍表示があるもの）                  （市内の方は不要）  <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本（「前使用者と承継者との戸籍上の関係」が確認できるものを、必要に応じて提出）                  ※ 詳しくはお問い合わせください。  <input type="checkbox"/> 火葬許可証（埋蔵日が決まっている場合、火葬後の火葬許可証）</p>	<p>◆<b>期限</b>                  すみやかに</p>
<p>◆<b>その他</b>                  住所が宇都宮市の方のパスポートに限ります。</p>	<p>◆<b>問い合わせ先</b>                  生活安心課生活安心グループ                  ☎028-632-2819</p>
	<p>◆<b>手続き窓口</b>                  生活安心課（市役所2階）                  各霊園管理事務所                  ※ 手続き窓口はご利用の墓園により異なりますので、お問い合わせください。</p>



<b>広報サービスの変更又は停止（広報うつのみやの郵送サービス、声の広報、点字広報）</b>	
亡くなられた方が利用されていたサービスの中止手続きが必要となります。	
◆電話又は市ホームページから手続きができます。	◆手続き窓口（電話可・市ホームページ可） 広報広聴課（市役所3階）
◆期限 すみやかに	 ▲市ホームページ
◆問い合わせ先 広報広聴課広報グループ ☎028-632-2028	
<b>市営駐輪場の定期使用の中止、一時使用の精算</b>	
故人が市営駐輪場を定期使用されていた場合、中止手続きをしていただくと、お支払いいただいた料金からご利用した月数の料金を差し引いた分をお返しすることができます。 一時使用の場合は、駐車した分使用料がかかりますので、お早めに自転車のお引き取りをお願いいたします。	
◆手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 定期使用券 <input type="checkbox"/> 自転車に貼ってある駐車ステッカー <input type="checkbox"/> 一時使用や定期使用期間を過ぎてからのお引き取りの場合、使用料金	◆手続き窓口 故人が使用していた駐輪場 ※ 各駐輪場の電話番号は市ホームページをご覧ください。
◆期限 すみやかに	 ▲市ホームページ
◆問い合わせ先 道路保全課管理調整グループ（市役所8階） ☎028-632-2513	
◆その他 一定期間放置してある自転車等について、連絡後、お引き取りのない場合は、中央1丁目保管所に保管し処分いたします。お早めに各駐輪場へお問い合わせください。	
<b>くみ取り式トイレの手続き</b>	
故人がご自宅・事業所等でくみ取り式のトイレを利用されていた場合は、くみ取りの停止や手数料の清算等が必要になります。	
◆手続きに必要なもの 特になし → ごみ減量課、又はくみ取り事業者へご連絡ください。	◆問い合わせ先 ごみ減量課収集指導グループ ☎028-632-2423
◆期限 すみやかに	◆手続き窓口 ごみ減量課（市役所12階）
<b>水道・下水道の休止又は名義変更の手続き</b>	
故人が水道・下水道を使用していた場合は、休止又は名義変更の手続きが必要になります。	
◆電話による手続きができます。 右記の問い合わせ先手続き窓口へ、連絡してください。 <input type="checkbox"/> 手続きの際には、お客様番号又は給水番号をお聞きしますので、あらかじめご確認ください。お客様番号は、検針票及び領収書に記載されています。 <input type="checkbox"/> 検針票、領収書がない場合には、水道メーターの番号をお聞きします。メーター番号は、メーターボックス内のメーターに表示されています。	◆期限 すみやかに（休止の連絡がないと、水道を使用しなくても、基本料金がかかります。）
	◆問い合わせ先・手続き窓口（電話可） お客さま受付センター（上下水道局） ：宇都宮市河原町1番41号 ☎028-633-1300
	◆その他 電話による受付時間 受付時間：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 （祝休日、年末年始を除く）
<b>下水道事業受益者負担金（分担金）の名義人の変更に関する手続き</b>	
故人が下水道事業受益者負担金（分担金）の名義人で、納付中又は徴収猶予中の場合は、名義人（受益者）の変更手続きが必要になります。	
◆手続きに必要なもの（郵送可） <input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更申告書	◆問い合わせ先 お客さまサービス課普及促進グループ ☎028-633-3127
◆期限 すみやかに	◆手続き窓口（郵送可） お客さまサービス課（上下水道局） ：宇都宮市河原町1番41号

浄化槽管理者の変更・廃止・使用休止の手続き	
故人が管理されていた家屋等の浄化槽は、今後の使用の意向により、次の届出が必要になります。	
<b>◆手続きに必要なもの（郵送可）</b> ①浄化槽を引き続き使用する場合 <input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書 <input type="checkbox"/> 維持管理に関する委託契約書のコピー ②浄化槽を今後使用することがない場合 <input type="checkbox"/> 浄化槽使用廃止届出書 ③浄化槽を使用する予定はあるが、使用まで最長 1 年程度間隔が空く場合 <input type="checkbox"/> 浄化槽使用休止届出書	<b>◆期限</b> ①浄化槽管理者変更後、30日以内 ②浄化槽の使用廃止後、30日以内 ③すみやかに（休止後30日以内） <b>◆問い合わせ窓口</b> 水質管理課 ☎028-633-2001 <b>◆手続き窓口（郵送可）</b> 水質管理課（上下水道局） ：宇都宮市河原町1番41号
公共下水道接続工事資金融資あっせん制度の利用者等の変更	
故人が公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用されていた、もしくは連帯保証人であった場合は、利用者（債務者）や連帯保証人の変更手続きが必要となる場合がありますので、融資を受けた金融機関にご連絡をお願いします。	
<b>◆手続きに必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 変更手続きをされる場合は、戸籍謄本や除籍謄本、印鑑証明書及びその実印等 （お手続き内容により必要書類が異なりますので、金融機関にお尋ねください。）	<b>◆問い合わせ先</b> 工事受付センター（上下水道局） ☎028-633-3164
<b>◆期限</b> すみやかに	<b>◆手続き窓口</b> 融資を受けた金融機関
市営住宅の手続き	
故人が市営住宅に入居されていた場合は、退去や承継等の手続きが必要になります。	
<b>◆手続きに必要なもの</b> ※ お手続きに必要な書類は、単身や2人以上でお住まいの場合など、家族構成により異なりますので、詳しくは右記問い合わせ先までお問い合わせください。	<b>◆問い合わせ先</b> 宇都宮市営住宅管理センター ☎028-678-8861
<b>◆期限</b> お亡くなりになられた後、すみやかに	<b>◆手続き窓口</b> 宇都宮市営住宅管理センター ：宇都宮市中央1丁目9番11号 大银杏ビル6階

### 3 市役所以外での手続き一覧（チェックリスト）

※ 亡くなられた方についての主な手続きを掲載していますので、該当するものにチェックしてご利用ください。  
 なお、該当する手続きについて、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

項目	該当するもの	手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納	栃木県運転免許センター ：栃木県鹿沼市下石川 681 ☎0289-76-0110 宇都宮中央警察署 ：宇都宮市下戸祭 1-1-6 ☎028-623-0110 宇都宮東警察署 ：宇都宮市中今泉 3-5-63 ☎028-610-0110 宇都宮南警察署 ：宇都宮市みどり野町 1-8 ☎028-653-0110
普通自動車	<input type="checkbox"/>	自動車税種別割に関する手続き	自動車税事務所 ：宇都宮市八千代 1-5-10 ☎028-658-5521
	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車等	関東運輸局栃木運輸支局 ：宇都宮市八千代 1-14-8 ☎050-5540-2019
バイク(125cc 超)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車等	
軽自動車(三輪・四輪)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会栃木事務所 ：宇都宮市西川田本町 1-2-37 ☎050-3816-3107
国税の申告	<input type="checkbox"/>	相続税・所得税・消費税の申告、納税等	宇都宮税務署 ：宇都宮市昭和 2-1-7 ☎028-621-2151
不動産	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等所有者の移転(相続)登記等	宇都宮地方法務局 ：宇都宮市小幡 2-1-11 ☎028-623-0916
厚生年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	宇都宮西年金事務所 ：宇都宮市下戸祭 2-10-20 ☎028-622-4281 宇都宮東年金事務所 ：宇都宮市元今泉 6-6-13 ☎028-683-3211
共済年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	各共済組合
農業者年金	<input type="checkbox"/>	死亡の届出に関する手続き	最寄りのJA支所
県営住宅	<input type="checkbox"/>	各種変更・解約	栃木県住宅供給公社 ：宇都宮市仲町 1-1 栃木県地域づくり機構ビル 2 階 ☎028-626-3198
外国籍の方	<input type="checkbox"/>	在留カードや特別永住者証明書の返納	東京出入国在留管理局宇都宮出張所 ：宇都宮市小幡 2-1-11 ☎028-600-7750
	<input type="checkbox"/>	(亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合) 在留資格の変更等	
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金・入院給付金の請求等	各生命保険会社又は代理店
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関 等

項 目	該当するもの	手続き	問い合わせ先
株式等	<input type="checkbox"/>	名義変更	各証券会社 等
国債	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払場所又は証券保管書に記載の郵便局
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話・携帯	<input type="checkbox"/>	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	転居の連絡や名義変更, 解約等	NHKふれあいセンター ☎0120-151515
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
新聞	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約代理店
賃貸住宅・借地権・借家権	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	家主・地主
家屋の火災保険	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各損害保険会社
自動車保険（自賠責・任意保険）	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各損害保険会社
口座自動引落	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
保証金	<input type="checkbox"/>	名義変更	保証金の預け先
各種免許・届出	<input type="checkbox"/>	名義変更・免許証の返納等	管轄官庁
リース・レンタル契約	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社

## 4 各種支援・貸付制度等（市役所・市役所以外）

### 生活保護制度

#### ◆制度の内容

病気などの理由で、収入や蓄えがなく、生活が困難になった人に、最低限の生活を保障する国の制度です。保護を必要とする時は、本人又は家族の方が、生活福祉第1課・2課へご相談ください。

#### ◆生活保護における扶助の種類

●生活扶助 ●住宅扶助 ●教育扶助 ●医療扶助 ●介護扶助 ●出産扶助 ●生業扶助 ●葬祭扶助

#### ◆対象

資力、能力等すべて活用した上でも生活に困窮する者

#### ◆問い合わせ先・相談窓口

生活福祉第1課・2課  
（市役所1階）

☎028-632-2105, 2465

#### ◆その他

地域の民生児童委員にも相談ができます。

### 母子父子寡婦福祉資金

#### ◆制度の内容

ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図るため、修学資金をはじめとした12種類からなる資金を貸付しています。

#### ◆資金の種類

●事業開始資金 ●事業継続資金 ●修学資金 ●技能習得資金 ●医療介護資金 ●就学支度資金  
●就職支度資金 ●修業資金 ●生活資金 ●転宅資金 ●住宅資金 ●結婚資金

#### ◆対象者

・配偶者のいない女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している人  
・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子

#### ◆問い合わせ先・相談窓口

子ども政策課（市役所2階）

☎028-632-2389

### ひとり親家庭のための手当（お子さんがいる方）

#### ◆手当の種類

##### ●児童扶養手当

ひとり親家庭の母・父等で18歳を到達後最初の年度末までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している方に支給されます。（所得制限があります。）

ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額より高い方は、児童扶養手当の支給はありません。

##### ●ひとり親家庭支援手当

ひとり親家庭の母・父等で義務教育終了前（児童に障がいがある場合は20歳）までの児童を養育している方に支給されます。（所得制限があります。）

##### ●ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の母・父等で、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方の保険診療分の医療費を助成する制度です。（所得制限があります。）

#### ◆問い合わせ先・相談窓口

子ども政策課自立支援グループ（市役所2階）

☎028-632-2386, 2399

### 就学援助

#### ◆制度の内容

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度です。

#### ◆対象者

宇都宮市にお住まいの児童生徒の保護者で、

- ①生活保護を受けている世帯
- ②申請年度に生活保護を停止又は廃止された世帯で援助が必要と認められる場合
- ③申請年度の前年中の所得により、次の事項に該当するなど生活保護に準じる程度に生活が困窮している世帯で、援助が必要と認められる場合
- ④家族全員の総所得（前年中）が生活保護に準ずる程度の低所得世帯の場合や、病気・災害などの事情により収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合

#### ◆問い合わせ先・相談窓口

学校管理課就学グループ

☎028-632-2724

#### ◆手続き窓口

各小中学校  
学校管理課（市役所13階）  
（※小学校準備金のみ）



## 宇都宮市奨学金

### ◆制度の内容

経済的理由により、学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専門学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）への修学が困難な方に奨学金を貸与する制度です。

※ 詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。

### ◆申請資格

- ①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。
- ②成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。  
※ 父・母両方が連帯保証人になることは不可  
※ 市外に在住の方が連帯保証人になることは可
- ③前年中の世帯全員の所得金額が本市の定める基準額以下であること。

### ◆その他

この他、交通遺児（保護者が道路上の交通事故により死亡又は負傷による後遺障がいのため働けなくなった家庭の被扶養者）を対象とした奨学金制度があります。

※ 詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。

### ◆問い合わせ先・相談窓口

教育企画課管理グループ（市役所13階）  
☎028-632-2705

## 宇都宮市入学一時金

### ◆制度の内容

学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専門学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）に入学予定の方の保護者に入学一時金を貸与する制度です。

※ 高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、専門学校（高等課程）については、私立学校のみ対象となります。

※ 詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。

### ◆申請資格

- ①本市市民であること。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。  
※ もう一方の保護者が連帯保証人になることは不可  
※ 市外に在住の方が連帯保証人になることは可
- ④他の入学一時金の貸付を受けていないこと。
- ⑤前年中の世帯全員の所得金額が本市の定める基準額以下であること。

### ◆問い合わせ先・相談窓口

教育企画課管理グループ（市役所13階）  
☎028-632-2705

## 宇都宮市返還免除型育英修学資金

### ◆制度の内容

経済的理由により、学校教育法の規定に基づく大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）への修学が困難な方に、奨学金を貸与し、一定の条件を満たせば返還が免除される制度です。

※ 詳細の申請基準等は募集要項でご確認ください。

### ◆申請資格

- ①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。
- ②成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。  
※ 父・母両方が連帯保証人になることは不可  
※ 市外に在住の方が連帯保証人になることは可
- ③前年中の世帯全員の所得金額が本市の定める基準額以下であること。
- ④過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付を受けたことがないこと。
- ⑤最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望すること。
- ⑥初めて大学等を卒業した年度の末日から申請を行う日までの期間が2年以内であること。（大学院進学者のみ）

### ◆その他

#### 【返還免除の要件】

最終学校を卒業した翌月から1年以内に宇都宮市に居住し、かつ、5年間居住を継続した時に返還が免除されます。

### ◆問い合わせ先・相談窓口

教育企画課管理グループ（市役所13階）  
☎028-632-2705



## 5 相談窓口

※ いずれも無料相談となります。予約が必要となる場合もありますのでご確認ください。

名称	内容	会場・日時など	問い合わせ先
弁護士相談 (要予約)	不動産, 相続, 金銭貸借など ※ 同一内容の相談は1回限り ※ 相談時間は20分以内	広報紙をご確認ください。	広報広聴課 (市役所3階) ☎028-632-2022
行政書士相談	相続, 農地転用, 開発行為など, 市役所など官公庁に提出する書類 や手続き		
司法書士相談	登記 (相続, 売買, 会社設立な ど), 債務整理, 成年後見手続きな ど		
司法書士による相 談会 (要予約)	不動産登記などの相続, 遺言に関 する電話又は面談による相談 ※ 相談時間は30分程度		相続登記相談センター (県 司法書士会) ☎028-614-1122
税理士税金なんて も相談 (要予約)	税金全般 (法人及び個人事業主な どの相談は除く) ※ 相談時間は30分程度		税制課 (市役所2階) ☎028-632-2204
市民相談	市の業務や日常生活での困り事な どに関する相談先の案内・助言	市民相談コーナー (市役所2階) 月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	市民相談コーナー ☎028-632-2835
こころの健康相談	こころの健康に関する不安や悩み 等	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	保健予防課 (保健所) : 宇都宮市竹林町972番地 ☎028-626-1114
ごみの相談	ごみの出し方	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	ごみ減量課 (市役所12階) ☎028-632-2423
	粗大ごみの収集の申し込み ※ 粗大ごみの収集は1点につき 840円	月～金曜日 午前9時00分～ 午後5時00分	粗大ごみ受付センター ☎028-643-5371
空き家・空き地の 相談	空き家・空き地を相続後の処分や 活用に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活安心課 (市役所2階) ☎028-632-2266
ペット相談	新しい飼い主を探すための相談・ 助言	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活衛生課 (保健所) : 宇都宮市竹林町972番地 ☎028-626-1108

※ ここに掲載した相談窓口は一例です。他の各種相談については広報紙等をご覧ください。

## 6-1 各種証明書の交付について（市民課・税制課）

### ◆各種証明書の交付について（6-1 市民課・税制課 6-2 コンビニ交付サービス）

死亡に関連する手続きにおいて、相続等で必要となる主な証明書の取得窓口等を記載しました。

【窓口交付】◆市民課（市役所1階）◆各地区市民センター・出張所・事務所			
証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項
住民票の写し	本人確認書類 (下記*1 参照)	300円	原則、法令で定めのある場合に限り、発行が可能です。 詳しくは、市民課（☎028-632-2267）までお問い合わせください。
死亡届書記載事項証明書		350円	
戸籍謄本・抄本		◆戸籍全部(一部)事項証明書 450円 ◆除籍全部(一部)事項証明書 750円 ◆改製原戸籍,除籍謄本・抄本 750円	
戸籍の附票		300円	
印鑑登録証明書	本人確認書類 (下記*1 参照) 本人の印鑑登録証	300円	※亡くなられた方の印鑑登録証明書は、発行できません。
【窓口交付】◆税制課（市役所2階）◆各地区市民センター・出張所			
証明書名	必要なもの	1枚あたりの手数料	注意事項
所得証明書	本人確認書類 (下記*2 参照)	300円	土地・家屋の証明になります。 登録事項証明書に評価額が記載されたものになります。 評価証明書に課税標準額、税相当額が記載されたものになります。
課税証明書		300円	
登録事項証明書		300円（1枚あたり） ※ 名義ごとに土地・家屋併せて6物件まで1枚に記載。非課税物件等の例外もあります。	
評価証明書			
課税標準額証明書			

### ◆本人確認書類について

手続きをする際、手続きされる方の本人確認を行っています。

来庁の際は、本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

※ 全て有効期限内に限ります。

※ 通知カードは本人確認書類ではありません。

#### \*1 市民課、各地区市民センター・出張所・事務所での本人確認書類

①顔写真付きの公的な本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

②顔写真付きの本人確認書類がない場合は、次のものを2点ご持参ください。

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療制度被保険者証、年金手帳、学生証など

⇒詳しくは市民課までお問い合わせください。☎028-632-2267

#### \*2 税制課、各地区市民センター・出張所での本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、在留カード、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療制度被保険者証、年金手帳など

また、相続人の方が、亡くなった方の証明書を取得する場合は、亡くなった方との関係が確認できる戸籍謄本等の書類が必要です。

⇒詳しくは税制課までお問い合わせください。☎028-632-2187

## 6-2 各種証明書の交付について（コンビニ交付サービス）

◆コンビニ交付では、相続等の手続きに必要な証明書の一部が取得できます。  
証明書の取得は、マイナンバーカードを使った便利なコンビニ交付をご利用ください。

### 【コンビニ交付】◆各コンビニエンスストア

証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項	所管課
住民票の写し	利用者本人のマイナンバーカード (利用者証明用電子証明書が搭載されているもの)	200円	現在、住民登録地が宇都宮市の方となります。	市民課
戸籍謄本・抄本		◆戸籍全部(一部)事項証明書 350円	現在、本籍地が宇都宮市の方となります。 ※本籍地が宇都宮市で、住民登録地が宇都宮市以外の方は、事前に利用登録を申請いただくことにより、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の取得が可能となります。	
戸籍の附票		200円		
印鑑登録証明書		200円	現在、住民登録地が宇都宮市の方	
所得証明書		200円	現年度のみ	税制課
課税証明書		200円	現年度のみ	

### ～コンビニ交付サービス～

①利用時間

午前6時30分 から 午後11時まで

②持ち物

利用者本人のマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）

※ 亡くなった方のマイナンバーカードはご使用できませんのでご注意ください。

③利用できる場所

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど

※ キオスク端末（マルチコピー機）にて取得することができます。

⇒ コンビニ交付サービス及び市民課所管の証明書については市民課（☎028-632-2265）までお問い合わせください。

⇒ 税制課所管の証明書については税制課（☎028-632-2187）までお問い合わせください。

### [窓口待ち状況配信サイト](#)

市民課（市役所1階）や地区市民センター・出張所の窓口の待ち状況（「待ち人数」や現在の「呼び出し番号」）が確認できます。

窓口にお越しいただく際に、ぜひご利用ください。

宇都宮 窓口待ち状況

で検索



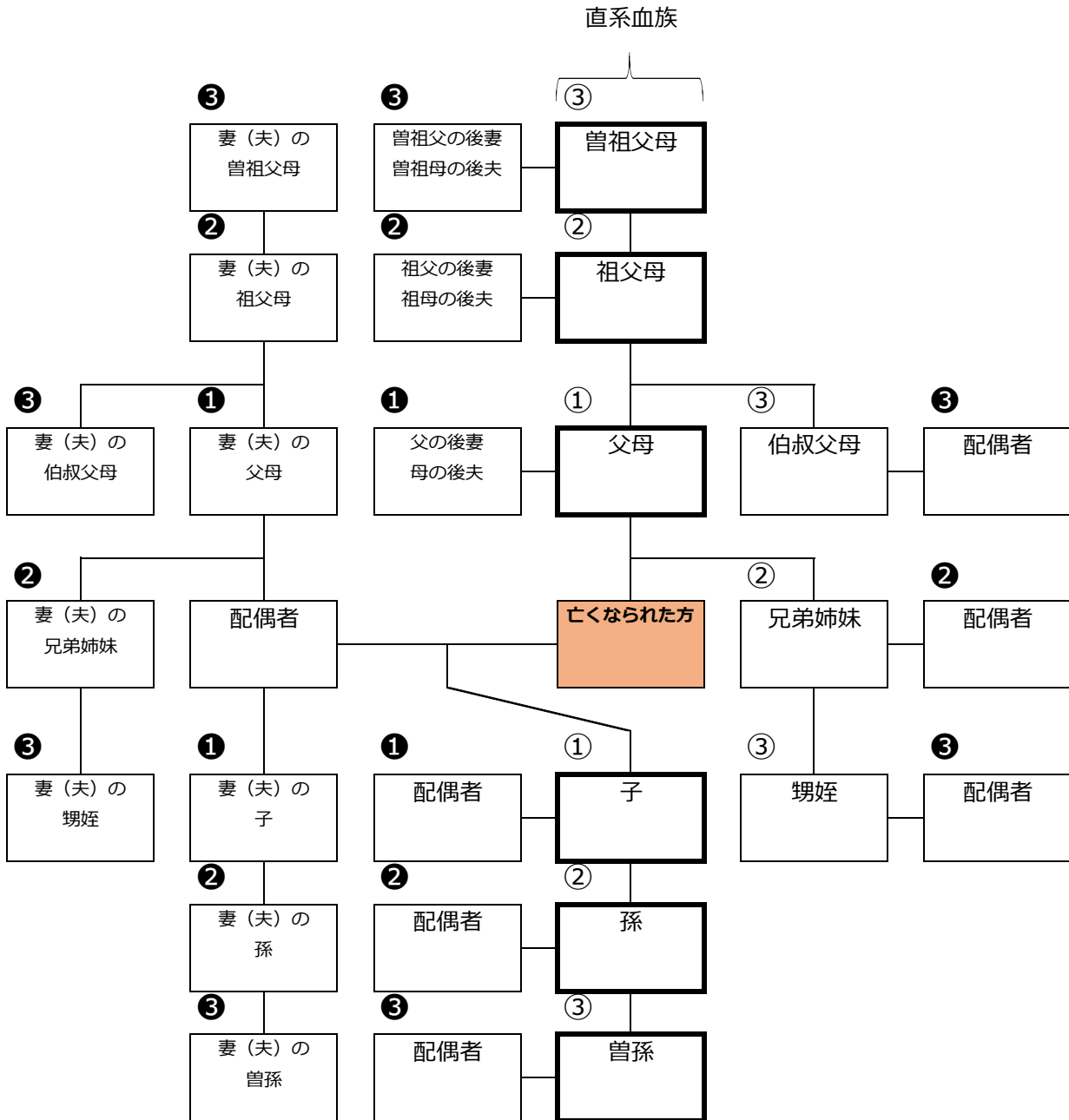
▲QRコード



## 7 家系図（3親等内の親族）

※ 相続等のお手続きの際にご利用ください。

※ 続柄の数字は、一親等から三親等までの血族（①～③）と姻族（①～③）を表示しています。





【問い合わせ先】

それぞれ該当する手続きの「◆問い合わせ先」をご覧ください。

【発行】

☎320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市市民まちづくり部 市民課 企画グループ

戸籍グループ

◆第3版 令和5年6月5日発行◆